

事業用自動車等連絡書

※ **減車**

この書類は、道路
事業計画変更の認可を受け、若し

許認可・届出を受けている事業者の登記上の名称・住所
個人事業主の場合は、その方の名前・住所

車運送事業、第二種利用運送事業の許可・
又は事業用自動車の代名であること確認したことを証するものである

有効期限 発行の日から1ヶ月

該当する事業に○をつけて下さい。

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切〕ハイヤー・タクシー・特定〕貨物〔一般・特定・軽・重板・第	
使用者の名称 (事業者名)	京都〇〇運送 株式会社	所属営業所名 本社
使用者の住所 (事業者の住所)	京都市伏見区竹田向代町37	使用の本拠の位置 (営業所の位置) 使用者の住所に同じ
使用・廃止の別	使用しようとする自動車	廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印
	※旧自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印
	これらの数字等は車検証等に記入してあります。 旅客自動車は長さ、貨物自動車の場合は種別と 最大積載量を記入して下さい。	京都130 あ 〇〇××
① 自動車の年式 …… H	年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人	① 自動車の年式 …… S H 24 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 2 人
② 旅客自動車 …… 自動車の長さ	cm	② 旅客自動車 …… 自動車の長さ cm
③ 貨物自動車 …… 他府県に転出する場合のみ記載	・軽)	③ 貨物自動車 …… 種別 普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽 最大積載量 3000 kg
事案発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動 (京都 運輸支局 → 大阪 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更 ()	
備考欄	※	
確認印及び 担当官印	※ 確認印・担当官印	
輸送部門 (企画輸送部門)	(注) 1. この連絡 2. 連絡書に 3. 新たに使用 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽 自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
	発行元連絡先: 運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL - -	